

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四・三・二第 卷九十五第

彙
報

戰時國債消化促進の方法	神戶正雄
企業國家性の問題	谷口吉彦
日露戦争後の外資輸入	堀江保藏
王鑒の紙幣論	穂積文雄
アメリカ海運政策論批判	佐波宣平
國策コンツェルンの形成と構造	靜田均
方法論史研究の意義	出口勇藏
租税・補助金と獨占價格	木下和夫
二つの地方財政論	汐見三郎
Sクズネツツ「一九一九年乃至一九三五年の國民所得と資本形成」	岩根達雄

昭和十九年十月發行

王塗の紙幣論

穂積文雄

一

宋代から盛に行はれはじめた紙幣は引きつづいて金代にも行はれ、元代になるとほとんどつばらこれにより、紙幣本位の觀をさへ呈するにいたり、明代においても依然としてその盛行を見たが、清朝に入ると遂に排せられて主として錢が行はれることとなつた。しかしながら、貨幣經濟が一定の發展を遂げる時紙幣の通行は必然であり、ことに前代すでに紙幣の盛行を見てゐるよりすれば、こゝに紙幣を行ふべきをいふものがあらはれ、鈔論が起らぬはずがないとは誰しも考ふところであらう。はたして、われわれはその有力なるものの一つを東洞庭王塗の「錢幣芻言」において見出だすことができる。この書は彼のいふところによれば、實に三十餘年考究の產果であつて、彼が思をこの問題にひそめるにいたつたのは、嘉慶中蔡之定が鈔を行はんことを奏請して官を罷められたことを彼の父が聞いて、清朝の故事を知らず、順治八年鈔を行ひ年毎に十二萬有奇の鈔を發行したが國用が充裕になつたので止めになつたことは「皇朝三通」にあきらかに載つてゐるのに、蔡之定はこれを考ふるを知らず、前明の鈔を泛引したのはその議疎略である、古人も、萬卷の書を読むも律を讀まねば君を勳舜に致すすべなし、といふてゐるが、清朝の掌故はなほ律令のごときものである、と嘆じ、よつて鈔の行ふべく、たゞし、その弊は防ぐべきをいへるを聞いてからで、それより資料を蒐羅し、戊子の年京³⁾に入るに及んで「鈔幣芻言」⁴⁾一卷を成し、

1) 錢幣芻言自序、錢鈔議一。
2) 事は劉錦藻、皇朝續文獻通考、卷二十五に見えてゐる。
3) 道光十一年(西紀、1828)。
4) 上海葛士澐子源輯、皇朝經世文續編、卷四十八に王塗の鈔幣議として收めら

これを先輩知友に示し、さらに商榷討論を経た上で刻に付し、携へ歸つて彼の父に示したところ、未だ精しくないから必ず人の駁詰を受けるにちがひない、といふ父の意見に、遂にその版を毀し、さらに數年來、また前人の名論をとつて増刪し、錢法をもとり入れ、名も「錢幣芻言」と改めてこれを父に呈したところ、その賞讃を博するを得たので、これを刊行するにいたつたものである。「錢幣芻言」は、一錢鈔議十篇、一私擬錢鈔條目、一先正名言、一友朋贈答よりなる。前二者はその名によつて何を問題とするかは自から明らかであり、その内容は以下本論の論述が主としてそれにもとづくものであるから今こゝに改めて説くを要せぬとして、先正名言は宋以降清代にいたる錢幣論——それも鈔論が主である——を掲げて、それぞれに彼の短評を加へられたものであり、友朋贈答は彼の前著「鈔幣芻言」を評する諸家よりの來翰とさらにそれに對する彼の返翰を集めたものである。

なほ彼はその後、「錢幣再續」及び「錢幣續刻」を上梓してをる。前者は「先正名言」と同じく先人の論議に彼の評言を加へたるものと、彼自身の論説とよりなり、後者はまた彼自身の論説と先輩知友の往復書翰とよりなつてゐる。その書翰の内容が錢幣に關する意見の交換であることはいふまでもない。かくのごとく彼が錢鈔を論じて倦むところを知らぬかに見ゆるところはまことに人をして崇敬欣慕措く能はざらしむるに足るものがあるといへう。

「錢幣芻言」は「清史稿藝文志」に掲げられてをり、また清代の政治經濟論の集成書とも見るべき「皇朝經世文」の諸集には彼の論議がとり入れられてをるし、許楣のごときは、「錢幣芻言」の逐條的批判をさへ試みるにいたつてゐる。またもつて王鑒の論議の見るべきものなるを知るに足るであらう。

れてゐるものがこれであらうか。

5) 自序。

6) 清史稿卷一五二、志一二七、藝文二、史部一三、政書類、邦計之屬。

7) 例へば武進盛康旭人輯皇朝經世文續編卷六十に、錢鈔議十篇が錢鈔十議とし

すでに述べたやうに、王鑒は鈔の行はるべきことを畢生の所願とし、論じて倦むをとくを知らず、述べて盡くるところを見ぬ概があつたのであるが、しからば、彼は何が故に鈔が行はれねばならぬとするか、そもそも鈔を行へばいかなる利があるといふのであらうか。彼は鈔の利としてまづ、明の戸部侍郎・倪元璐が鈔を行はうとしたときに省臣の條陳した「十便」をかゝげる。それは、一、造幣の費用がすくない、二、行使の範域が廣い、三、運搬に輕便である、四、所藏に容易である、五、成色に好醜がない、六、稱免に輕重がない、七、銀匠の奸偽がない、八、盜賊の窺伺をとどむる、九、錢を用ひず、鈔を用ひれば、その銅はすべて軍器に鑄ることができ、十、鈔が行はれて銀が行はれず、その銀はすべて内帑を實たすことになる、といふ十利である。たゞし、彼はその中の最後の二條は「立法なほいまだ善をつくさず」としてこれを承認せぬ。それは、後に明らかになるとく、彼の視るところによれば、鈔は用ふべきであるが、さればといつて錢を廢すべきでなく、また、銀は廢すべしとするも、それは民間に散じて器皿となすべきであつて、すべてこれをもつて内帑を實たすべきものでないからである。この二條を除けばその他はみな至論名言であつて議論の餘地なしとする。それでは彼のみる鈔の利はそれにつきるかといへばさうではない。彼はさらに鈔の利を細推する。しからばそれはいかなるものであるかといへば、すなはちつぎのごとくである。

- 一、凡そ他物をもつて貨幣をつくればみな盡きるときがあるが、たゞ鈔だけは盡きることがなく、百萬を造れば百萬、千萬をつくれば千萬つくることができる。則ち不涸の財源を操るものである。これその大利の一である。
- 二、萬物の利權はこれを上に收めてこれを下に布く。則ち國家の體統を尊くすることになる。これその大利の二である。
- 三、百姓は鈔を行ふのが便利であるから洋錢は禁ぜずしておのづから廢れることとなる。則ち外洋の耗蝕を免がれることとなる。これその大利の三である。

て收められ、又錢幣芻言續刻中の擬富國富民第一策も收められてゐる。なほ
脚註4) 參照。
8) 前掲皇朝經世文續編卷六十に收められてゐる 許楨の諸論の中鈔幣通論の外は
皆それである。

四、海船の毎年鴉片を載せて來て私易しては中國の銀を持ち去るもの千萬を累ねるが、もし鈔を用ゐれば利益がなくておのづから止む。則ち鴉片の禍を除くこととなる。これその大利の四である。

五、民間多く錢票・會票を用ゐる錢莊の歇閉に遇ふごとに全く無效に歸してゐるが、いままし鈔を行へば則ち錢莊の虧空を絶つこととなる。これその大利の五である。

六、百姓は銀を用ゐてその重滞に苦しみ、票を用ゐるを樂^{はが}つてゐる。だからこれに易ふるに鈔をもつてすれば民心の欲するところに順ふこととなる。これその大利の六である。

七、鈔法すで行はれ、しかる後銅器を打造するを禁じて重價をもつて銅を收め、銅すでに多くして乃ち當百・當十・當一の三等の錢を鑄れば、則ち錢法は精工をきはめることができる。これその大利の七である。

八、國賦一に皆な鈔を收めれば、則ち火耗の加派がない。これその大利の八である。

九、鈔の文書は明らかに數が定めてあり、手を上下しようとしてもできぬから、胥吏の侵漁を絶つこととなる。これその大利の九である。

十、鈔の値段は一定してをり、商賈これを低昂するを得ない。則ち民心の詐僞をのぞくこととなる。これその大利の十である。

十一、姦民の邪教を倡へ、逆謀を蓄ふる連中は皆な財利をもつて人心を要結する。國家の財用足り、緩急備あらば則ち姦回の逆志を敢めることができる。これその大利の十一である。

十二、邊疆に雲が起るのは毎に銀幣を搶奪するに因る。しかるにいま易ふるに鈔をもつてすればいづれも覬覦するところなく、則ち邊界の憂を生ずることは弭^ひむこととなる。これその大利の十二である。

十三、天下銀若干あれば悉く來つて鈔に易へるから則ち器皿の鼓鑄に供することができる。これその大利の十三である。

十四、銀は、白紋・元絲・洋錢と不同であるが、鈔は則ち畫一である。則ち天下の風俗を同じにする。これその大利の十四である。

十五、富家は間々銀を土窖に藏し、久しきを歴るも用ゐないが、ひさたび變法を聞かば悉く出して鈔に易へるであらう。則ち壅滯の惡習をのぞくことになる。これその大利の十五である。

十六、鈔式を變へて幾等かに分け、大小の鈔皆な格言を印して民をして字を識らしめるやうにする。さすれば則ち教民の微意を寓することとなる。これその大利の十六である。

十七、實物の壅滯する處で鈔をもつてこれを收めれば物價必ず平らかとなる。則ち百物の流通を致すことになる。これその大利の十七である。

十八、鈔を造るに局あり、鈔を辨するに人あり、(かくて鈔が流通し)、財足るによりて水利を興し、開墾を努めれば生を謀るの途徑を廣めることとなる。これその大利の十八である。

十九、賑恤・興築の度毎に富戸の捐輸に假るに及ばぬから則ち官吏の勒捐が止むこととなる。これその大利の十九である。

二十、國の財政が大に裕になり、捐例が永く停むから則ち仕途の擁擠を清めることとなる。これその大利の二十である。

二十一、凡そ漕務・河務・鹽務、皆な積弊のまさに釐^{かた}むべきものがあるのに敢て議するものがないのはたゞ經費の足らぬのを恐れるからである。鈔を行へばその心配がなくなるから則ち萬事の積弊を除くこととなる。これその大利の二十一である。

二十二、一切民から取るは薄く、民に予ふるは厚くなる。則ち千載の仁政を行ふことになる。これその大利の二十二である。

かくのごとく、王璽は鈔の利をあげること實に二十二、まことに至れり盡くせりの感があるが、彼をしていはしめればこれたゞ大利のみで、鈔の利はこれのみに終るのではなく、その餘の小利にいたつてはさらに一々いふに勝へぬところであるとす。

以上は彼が鈔の利としてとくに列舉するところであるが、彼の鈔を讚美することのはなはだしき、その論ずるところ述ぶるところ一として鈔の利にあらざるはないといふも過言ではなく、いたるところ鈔の利が説かれてゐるを見る。なかでも面白いのは鈔は盜賊を防ぐに利ありとするところ、それはつぎのごとくである。すなはち、彼によれば、今銀を用ゐるのを錢を用ゐるのに較べれば錢は重滯であるから盜賊に不便であるが、銀を用ゐるのを鈔を用ゐるのに較べると鈔は輕微であるから盜賊に不便である。盜賊が銀を刦^はふには、車の塵土を望んでこれを藏るものがあり、または、舟の水痕を覩てこれを知るものがあるが、鈔を用ゐれば車塵の望むべきものもなければ舟痕の覩るべきものもない。鈔はこれを懷袖に藏め、これを書冊に雜じへることができるから窺伺せんとし

でもすることができぬ。また、世には妖術によつて人の銀を算取するものもあるが、鈔を行ふにいたれば亦その技の施しようがない。それから、銀は標記のしようがないが、鈔は號數の稽ふべきものあり、印章の辨すべきものがあるから、盜賊がこれを取つて市に用ゐればたちどころに露見する。顧亭林先生は嘗て銀を用ゐるの害を言つて、河北の響馬(盜賊)必ず多からん、といつたが、天下をしてたゞ錢と鈔を用ゐしむれば、盜賊はすこしは弭むであらう、況んや鈔を行へば、則ち國に餘財あり、從つて捕盜の賞かならず厚く、防盜の術かならず多く、且つ、民のためにその衣食の源泉を開くことになるから、則ち盜は弭んで跡形もなくなるであらう、また猝に水火の災に遇ふあつても、容易に懷に挟んで逃げることができる、といつて、「甚だしきかな、鈔を行ふの利の言ふに勝ふべからざることをや」と結んでゐる。

なるほど、さういへばさうでもあらうが、それにしても、こゝで想起されるのは前漢の龜錯の言として傳へられるところのもので、即ち珠玉金銀を評して、「その物たる輕微にして藏めやすく、把握にあつてもつて海内を周ぐるべく、而して飢寒の患亡し」とし、しかしながら、その故に、「これ臣をして輕々しくその主に背き、民をしてたやすくその郷を去り、盜賊をして勸むところあり、亡逃する者をして資を輕くするを得しむ」といつてゐる。しからばそれらよりさらに輕微なるべき鈔は一層盜賊をして「勸むところ」あらしめることにならねばならぬはずともいへるかと思はれるのであるが、王鑒にかゝると、その輕微なるが故に盜賊を止めしむるにいたるといふ論がなりたつことになる。まことに、安井息軒のいはゆる、「均しくこれ飴なり、堯は之を見て以て老を養ふべしと思ひ、盜賊は之を見て鍵を黏すべしとなす、故に志す所殊なれば則ち噲る所は必ず別なり、獨り堯跖のみならず」とはこのことなるかと嘆ぜざるを得ない。また想起するといへば、私はさらにゲーテが「ファウスト」の中に

9) 顧炎武、亭林文集卷一、錢糧論下。

10) 漢書食貨志上。

11) 田島錦治博士、東洋經濟學史一三五頁。

て、メヒストフェレスをして語らしめる一句を想起せざるを得ぬものがある。すなはち、メヒストフェレスは紙幣の效用を並べたててゆく中に、「たつた一枚の紙なら懷へでも自由に持つてゆけます。色文と一緒にしておく事も便利です。坊さんなどは恭しくお経の本に入れて持つて歩きます。」¹²⁾といつてゐる。ゲーテ王塗が互に相手の著書を読んだとは思はれぬが、そのいふところが一致してゐるのは面白い。といつて別に驚くにもあたらない。今でもさうか知らぬが、われ／＼學生時代紙幣の一番安全な場所として書架上の書物を利用したものがすくなくかつたことを覚えてゐるが、これら往年の書生必ずしも王塗先生のこの説に教へられてさうしたわけではなく、こゝとは單なる暗合にすぎなかつたといつても間違ではないであらう。だが若し彼等をして紙幣の利を説かしめたならばはたしてこの點をつくことわが王塗先生と揆を一にしたであらうか。

それはさておき、さらに彼によれば、天下の大功を圖らんと欲するものがその行ふべきと行ふべからざるを權るにあたりて、めやすとすべきものに、理・情・勢の三つがあるが、鈔を行ふはこの三つのめやすのいづれによるも、まさに行ふべきところに屬することになるのである。すなはち、彼が鈔を行ふといふ場合、それは後に述ぶるごとく、その權は國家が操るのであるが、國家が獨り錢幣の權を操り、よつてもつて一切の實利を皆な百姓に與へることになるがさうするとその名は正大であるから、これを理に揆るに、必ず行ふべきものである。百姓が銀をもつて鈔に易へると耗折の虞れなくして反つて加増の利があるが、それはその意が仁厚であるからこれを情に度るに必ず行ふべきものである。百姓は銀を用ゐる場合、重滞に苦しみ、その上また成色の高低があるので、そこで會票・錢票を用ふることになるのであるが、一度これに易ふるに鈔をもつてすれば、その事必ず便利であり、これが勢を按ずるに必ず行ふべきものである。かくて、この三つのめやすについてみるも、鈔は利あり

12) Man wird sich nicht mit Börs' und Beutel plagen, Ein Blättchen ist im Busen leicht zu tragen, Mit Liebesbrieflein parirt's bequem sich hier, Der Priester trägt's andächtig im Brevier, 譯文は秦豊吉氏のものによる。

て必ず行ふべきものであるといふのである。その鈔の利をいひ、これが行はるべきを説く彼の信念、熱意の強烈なる、もつて知るべきである。

三

王鑒が鈔の利益をいひ、その行はれざるべからざることを説くことは右述ぶるところのごとくである。しかしながら、鈔の弊害は亦古來しばしば論ぜられるところで、清朝において鈔が排せられ、これを行はんことを奏請せる蔡之定が斥けられたといふのも實にこの弊害あることが認められたるが故にほかならぬといはねばならないのである。しからば王鑒は鈔の弊害についてははたしていかに考へるのであらうか。

まづ鈔の弊害のもつとも著しいものは、何といつてもその價值の暴落であらう。歷代の食貨志あたりを見ても、鈔が行はれるところやがてその價值の暴落を生じ、物價騰貴し、遂に壅滯通ぜざるにいたり、經濟界の大混亂を來たし、上下ともに苦しむに終るが常例のごとくである。明の丘濬が「鈔の弊多にあり」といつたのは評し得て妙といはざるを得ぬと思ふのであるが、それは悪性インフレーションを意味するものであり畢竟鈔のこの弊をつくものであらねばならぬと考へられる。しかしながら、これに對して王鑒は、論者或は金の章宗の世、萬貫の老鈔をもつて一餅に易ふとある、妄りに鈔を行ふをいふも（鈔を行へば）則ち物價騰踊し、その害かくのごとし、といふが、すでに新鈔を造りて而して舊鈔を收めざれば則ち舊鈔が一錢にも値せぬのは固より怪しむに足らぬ、といひ、さらに、物價の騰踊は原鈔の行はれることと關係はない、「晉書」食貨志に、董卓の亂には五十萬錢米一石に易ふ、とあり、また、石季龍傳に、金一斤米二斗に易ふ、とあるが、それらは皆な米がきはめてすくないからにすぎぬ、錢と金とを用ひながら物價の騰踊を致すことがどうしてあらうか、といふ。これによりてみれば、彼の

考ふるところでは鈔の價值が暴落するといふのは鈔のせいではなく、それは舊鈔の價值が暴落するからか、それでなければ財貨がすくないからであり、そして、財貨がすくない場合はたとへ錢や金であつても價值は暴落するのであつて、獨り鈔だけにかぎつたことではない。だから鈔は價值が暴落し、物價騰貴を結果するといふのはあたらぬといふことになるわけである。

つぎに鈔の弊害としてあげうるものに偽鈔の發生がある。たとへば大明通行寶鈔に「偽造するものは斬す」とその罪刑を印し、また、「告捕する者は銀二百伍拾兩を賞とし、なほ犯人の財産を給ふ」とその告捕の賞を掲げてをり、また、清朝において蔡之定が鈔を行はんことを奏請せるに對して、「楮弊これを金錢にくらぶればもつとも偽をなし易し、必ずや訟獄繁興し、法に麗^つなるもの衆きを致さん¹⁴⁾」といつてゐるがごときによりてもいかに鈔に偽がともなふかを知ることができよう。もつとも明の丘濬は「錢の弊偽にあり、鈔の弊多にあり」といつてゐるくらゐで、偽幣はむしろ錢につきものであるといへるか知れぬ。しかし錢にも偽幣があるからといつて鈔に偽幣がないことにはならず、鈔に偽幣がある以上それはやはり鈔の弊害以外の何物でもないとせねばなるまい。しからはこれに對して王逵はいかに辨するか。

彼は鈔を行ふ場合偽鈔の出るのを患ふるものがあるが、それは銀に假銀があり、錢に私錢があるやうなもので大害となすに足らぬ、おもふに偽鈔を作るはその困難なること假銀・私錢に百倍し、これを禁ずるはそれほど困難ではない、古人は「欺かず」には「欺くに忍びず」、「欺く能はず」、「欺くを敢てせず」の三つがあると論じてゐるが、今誠に鈔法を舉げて而して善くこれを行へば則ち百姓「欺くに忍びざる」ものが一つ、「欺く能はざる」ものが四つ、「欺くを敢てせざる」ものが二つある、といふ。ではそれはいかにあるかといへば、彼の説くところはつぎ

のごとくである。一、能く鈔を行ひて、百姓の銀をもつて鈔に換ふるものには一分の利を予へ、鈔をもつて糧を納れるものには又一分の利を予へれば、百姓は陟して二分の利を獲ることになる。その上さらに一切仁政をもつてこれに施せば、食毛踐土の民はこれに感激鼓舞し、偽鈔を作りて罰せられるやうなことを考へるものはない。これその「欺くに忍びざる」ものの一である。二、特に佳紙を造り、紙式を頒かち、民間に禁じてこの紙を行用することのできぬやうにする。これその「欺く能はざる」ものの一である。三、印記を多くし、篆法を精工にし、人の摹倣することを困難ならしめる。これその「欺く能はざる」ものの一である。四、大鈔は字の上手な者を用ゐれば筆跡を驗することが出来る。その他は則ち監造の大臣が皆な自分で署名すれば一人でもつて衆人の字を摹倣することはできぬ。これその「欺く能はざる」ものの三である。五、隨處に辨鈔の人を立て、官より祿を給する。これその「欺く能はざる」ものの四である。六、犯人には刑を嚴にし、斬殺・梟示する。これその「欺くを敢てせざる」ものの一である。七、首告する者に重賞を與へ、役人の能く發見する者は直ちに拔擢する。これその「欺くを敢てせざる」ものの二である。

さらに、彼は、人が偽鈔を作るを得るのは、往々忽るがせにするところに乘するからであつて、いやしくも偽を防ぐことに意を専らにすれば防げぬはずはない、だからもし一度犯す者が出ればすぐこれに懲治を加へることにすれば二度と犯す者はありはせぬ、且つ今民間の會票すらなほ偽はないのに、國家通行の幣にしてその偽をとめる術が無いといふことがどうしてあらうか、といひ、世には或は文沈・仇唐の畫にすらなほ偽がある（のだから鈔に偽があるのはあたりまへだ）といふものがあるかも知れぬが、しかしながら、彼の偽を作すはたゞ幸を徼めてもつて一二人を欺かうと圖るだけであり、それに嚴刑・重賞のもつてこれを禁ずものがあるわけでもないのである

から、これを鈔の場合と同日に論することはできない、とし、だから偽鈔の禁は易易たるのみと結ぶ。

かく、鈔の弊としていはれるものに對して、これを辯駁する王鑒は、さらに明末清初の碩學にして清朝考證學の泰斗と稱せられる顧炎武が「日知錄」⁽¹⁵⁾において、鈔を用ゐるの不可なるを極言し、その理由としてその壅滯廢闕の弊と昏爛倒換の弊とを指摘せるを捉へ、これを非なりとしてまた鈔のために辯駁を試みることとなる。彼によればそれらはいづれも明代の人が鈔を善く行はなかつたからで、鈔が行ふべからざるものであるからではない。すなはち、鈔の廢闕は銀幣の盛行の故に因るのであつて、まづ太祖の時、すでに金銀を用ふるを禁じながら、九年には復た許して銀をもつて租税を輸するに代へ、ついで宣宗の時、郡國より京師に鈔を輸するの令を除き、そこで鈔は遂に出るばかりで入つて來ぬことになり、最後に英宗の時、收税に米麥折銀の令が出で、そのため遂に納鈔が減じ、米銀錢をもつて鈔に當て、かくて、これにより朝野率^{おほむ}銀を用ゐ、鈔は壅滯して行はれざるにいたつたのである。また昏爛の弊は鈔の製造が精でなく、しかもその行用は繁であるからで、さすれば倒換は必至であり、倒換となれば胥吏がその手を上下する(字を書き換へごまかす)ことができ、そこに弊が生ずるのである。だから、今、國の課徴は皆な鈔のみを納めしめることとすれば則ち必らず壅滯にはいたらぬ。また鈔は必らず一貫以上とし、程式を精工にし、さらに糊裱すれば昏爛はおのづからすくなくなる。それでも久しくして昏爛する場合にはすなはち官に納れて焚毀するを許せば、これまた陰に倒換の法を用ふるものであつてしかも弊はない。大鈔は裝潢卷を成し、これを藏するに函をもつてすればおのづから久しきを歷るも壞れぬ。惜しむらくは前人の鈔を造るや見この點に及ばず、故に鈔は時ありて廢するにいたつたのである。今やすでに用銀の害を洞見し、轉^また行鈔の利を思ふ、そしてまた能くこの二弊を去らば鈔を行ふの後百世といへども復た鈔を廢して銀を用ふるの理

はなく、鈔を藏する家がその一朝にして乾没するを憂ふる要のあらう道理はない。かく論じきたつて最後に彼は「自信滿滿」とへ今亭林先生を起たしむるもひとたびこの議を聞かば必らずや鈔をもつて行ふべしとなさん」と揚言する。

かくて、彼にかゝると鈔の弊は皆な辯駁せられてしまひ、鈔には弊がないことになるやうである。しかしながら、彼のいふごとく、はたして鈔に弊がないとすれば、そもそも前代鈔を行ふてその弊に勝へず遂に廢して行はれざるにいたつたのは何故であるかとの反問が生ぜざるを得ぬであらうが、それに對して彼はいかに應へるであらうかといへば、彼は、鈔を行ふといつても宋・金・元・明の鈔法をそのまゝ行へといふのではない。宋・元・明の立法は不完全で、弊害があらはれるとそこでその法を更ためたので、法がしばしば更まることとなり人民はその害を受けたのである。これは前人の心思が後人の心思に及ばぬからではない。けだし、創始は功を爲し難い。前人の法を創むるにあたり、數十年後の時勢を預見してその弊を預防することは不可能である。だが、今日にいたりて、前代四五百年の故事を統觀し、徧なく鈔法の源流得失を考へ、また明の嘉靖以來の用銀の弊を見てこれを民間の錢票・會票の風俗と參驗（參）し、しかる後、古を斟（は）んで今を斟（は）るといふことにすれば、完全を期して行ふことができるとして、豈前人の故轍を蹈まんや、といふのである。

しかも彼にいはせれば不備不全の従前の鈔でさへたゞ弊害ばかりがあつたのではなく、その利の甚だしいものもあつたことはこれを史乘に徴して明らかるところで、例へば、宋の高宗兵馬の大元帥となり諸道勤王の兵を募るや張建の議により元帥府において鈔を造つて商利に便し、旬日を出でずして緡錢五十萬を得てもつて軍を佐けたが、これ行鈔の軍需に利あるものであり、また、宋の兵員外郎・范祥は鈔法を爲し、商人をして邊郡に就い

て錢を入れ鈔を售ひ、もつて贖を請ひてその私實に任ずるを得しめ、かくて錢を得て塞下を實たし、よつて數十郡の搬運の費を省いたが、これ行鈔の鹽法に利のあるものであり、「至正河防記」によれば賈魯が河を治めるには中統鈔百八十四萬五千六百三十六錠有奇を用ゐてゐるが、これ行鈔が治河に利あるものであり、至正十三年脫脫は京畿の水利を興して鈔五百萬錠を給したが、これは行鈔の墾田に利のあるものである、従前の不備不完の鈔を行つてさへかくのごとき大利がある、況や自分のいふ鈔はその弊を去りその具有せぬ長所があるにおいてをやといふことになるのである。

かくて、彼の行はんことを主張する鈔は前代のものとは趣を異にし、宋・金・元・明のその有せぬ諸々の長所を具ふることになるわけであるが、しからばそれはいかにあるかといへば問題はおのづから鈔の制度に入ることになる。だから、つぎに項を改めてそれをおかゞふであらう。

四

王鑒の鈔を論ずるや徒らに不完全なる前代の鈔法を踏襲するのではなく、これを前代の弊に鑑み、これを現代の俗に察して、こゝに完全なる鈔法を立て無缺の鈔制を布かんといふのであるが、しからば彼は如何なる鈔法を立て如何なる鈔制を布かんとするのであるか。思ふに鈔法鈔制はこれを鈔を造出する面すなはち造鈔の面と、造出せられたる鈔を行使する面すなはち行鈔の面の二者に分けて順次にうかゞふを便宜とする。

故に先づ造鈔の面よりうかがふに、造鈔の問題はまた、誰が鈔を造るかの問題すなはちゆる造幣權の歸屬と、如何なる鈔を造るかの問題すなはち鈔の種類、及びそれを如何に造るかの問題すなはち製法の三者よりなるを知る。しからばまづ造幣權の歸屬に關する王鑒の見解はいかにあるであらうか。王鑒のこの點に關する見解は

きはめて明瞭である。すなはち彼によればそれは國家爲政者に歸屬すべきものである。それは彼が會票・錢票の私出を禁ずべしとしてゐるによつても、また後に述べる鈔の製法がほとんど私鈔の防壓に力點を置くかに見えることによつても推しうるが、そもそも彼が鈔を行はねばならぬとする理由が君主をして錢幣の權を操らしむるにあること、彼が、民を足らはさうと思へば農を重んじ權に務むるに若くはなく、君を足らはさうと思へば錢幣の權を操らしむるに若くは莫い、苟しくも錢幣の權を操る能はざれば則ち賦を減じようと思つても用に細し、墾を開かうと思つてもその資が無い、どうして民の農を重んじ權に務むることを勸ますことができやうか、と論じ、それでは君をして錢幣の權を操らしむるにはいかにすればよいかといへば、その爲には必ず鈔を行はねばならぬ、と斷じてゐるのをみれば議論の餘地の無いところといへよう。

しからば君主はいかなる鈔を造るべきか、その種類如何といへば、王塗は鈔を大中小の三種に分け、大鈔は千貫、五百貫、中鈔は百貫、五十貫、小鈔は十貫、三貫、一貫とする。この中、大鈔は彼の意見のあるところで、その意見といふのは、劉定之が、一交千文が鈔の良法である、輕いには中統の一文と三文とがあり、重いのは至元の一貫折五があるがいづれも行ふべからざるものである、といへるに對して彼が、一文三文の行ふべからざるは劉定之のいふとほりであるが五貫の鈔が行ふべからざるものであるといふのは拘泥の甚だしいものである、凡そ鈔を行ふのは必ず承平盛世の時であるのであつて、金の末造をもつて論じてはならない、といふにおいてもうかがはれよう。それにしても、千貫・五百貫といふのは大に過ぎる嫌ひなきやを思はしめるか知らぬが、これに對しては彼は、なるほど金の時の千貫の鈔は名は千貫といへども實は千貫の用なく、「金史」に大鈔多く出で、民ます／＼これを輕んづとあるが、それは金の時世がしからしめたので鈔の罪ではない、天下承平にして中外一

家、商賈流通する場合は民も亦大鈔を用ふるを甚だ便とする、現在行はれてゐる會票には千金を累ねるものがあるが何の不便もないではないか、といふ。小鈔を一貫から始めたのは大體洋錢の數のごとくすべきものとしたもので、一貫以下に下さなかつたのは彼は後に述ぶるごとく錢鈔兼行論者で、一貫以下には大錢當百があるからその必要を認めぬとすることに出づる。

ではこれらの鈔はいかに造らるべきか、その製法如何がづきの問題となるわけであるが、それについての王濤の考へは錢における南齊の孔頭（16）の「銅を惜します工を愛します」と同じことで、良質の紙を用ゐ、精工を極はめよといふことはすでに鈔の利をあげ偽鈔の弊について辯駁するところにおいてみたところのごとくであるが、大鈔はすべからく天下の書を善くする者十人を精選して先正の格言を書かしめ、眞・草・隸・篆を俱に備へ、十貫以下の小鈔は銅版を用ゐて程子の四箴・朱子の家訓の類を小楷で精刻し、大鈔は二三丈、最小の鈔でも尺に盈つるやうにし、千貫の鈔の費は五十千（五萬）文、一貫の鈔の費本は一百文、その餘は次をもつて差ありとしてゐる。

これをもつてみると、大鈔は宛然書幅の觀を呈するがごとく思はれるが、事實彼のねらひもそこにあるもののごとく、今人趙董・文祝等の墨蹟を得ればいづれも寶物としてこれを貴重するのであるから、もし鈔も善書者を選べば千百年の後に傳へて墨寶とせぬ道理はない、さうすれば善書者は自分の書を鈔に托して後世に残さうとし、從つて自重することになるであらうといつてゐる。それから鈔に捺す印は金・玉・水晶・銀・銅をもつて五印を造り、大鈔には大印を、中鈔には中印を、小鈔には小印を用ゐ、監造者、書鈔者また各々自己の印を捺すものとする。

づきは行鈔の面であるが、ここでは、兌換・本位・數量が重大なる問題としてあらはれる。

兌換については、王濤はほとんど論じてをらぬといつてもよいから、從つて彼が鈔を兌換券とするのかど

16) 南齊書卷三十七、劉俊傳。

うか判然せぬやうである。彼が錢鈔兼行を主張することはつぎに述べるごとくであるが、これは大取引には鈔を用ひ小取引には錢を用ひよといふだけであつて、兌換のことにはふれず、鈔の回收をいふ場合もほとんど主として課徴によるそれであり、宋の皮公弼が、交子の法必ず錢を積むをもつて本となす、といへるを名言なりといふが、しかも、今の時勢は宋と異なり百姓家に億萬の銀あり、國家鈔をつくりてもつてこれに易へれば民間所有の銀はすなはち國家用鈔の本であるから必ずまづ銀を積むを務めねばならぬといふことはない、といつてゐることなどより推せば或は彼のいふ鈔は兌換券ではなくて今日のいはゆる不換紙幣に該當するのではないかとも思はれるが、つぎに引くごとく、銅器を禁ぜねば錢に私鑄私毀の虞あるを免れず、鈔はそのためにも過多過少の虞がある、とするのをみると錢の兌換券ではないかと考へれば考へられぬこともないといふ氣がせぬでもない。

つぎに本位の點よりすれば彼の説くところは錢鈔兼行論であり、彼は言葉をきはめてこれを主張する。すなはち、「錢幣芻言」の自序においても、言はんとするところのものは三事、曰はく鈔法を行ふこと、曰く銅器を禁ずべきこと、曰はく大錢を鑄ること、といつてをり、従つてその本文においても絶へず、これを高唱してをること、たとへば、鈔法を行ふこと、銅器を禁ずること、大錢を鑄ることの三者は皆な前人のすでに説くところであるが、その多くは分けてその一事をいふにすぎぬに反して自分は合はせて三事をいふのである、けだし三者を分けてその一だけをとりあげたのではないけれどもその利を收めその弊をことごとくのぞくことができぬのであり、三者を合はせて全てを行へばことも／＼用をなして善を盡くし弊無きを得るのである、それ故、鈔法を行はねば收銅の資本が無く、それで銅を禁ずれば民を累はすにいたるし、大錢を鑄ねば鈔を佐くることができず、それで鈔を行へば小取引に苦難を生ずるし、銅器を禁ぜねば錢は私鑄私毀の虞あるを免れず、鈔はそのためにも過多過少の虞があることとなる、といふがごとくであるが、そこにあらはれてゐるものが錢鈔兼行論以外の何物でもないことは多言

を要せぬところであらう。また、宋末・元初の馬端臨が、鈔を用ふれば下に銅の禁を犯すもの無し、といへるに對して、しかしながら、鈔を用ゐるも錢を廢すべからず、則ち銅禁未だ去るべからず、といひ、元の劉宋忠が世祖に對へて、錢は陽に用ゐる楮は陰に用ゐる、華夏は陽明の區、沙漠は幽陰の域である、今陛下は沙漠より龍興して中夏に君臨せられるのであるから宜しく楮幣を用ゐられよ、錢を用ゐるは宜きに適はぬ、¹⁷⁾といへるに對しても、鈔を用ゐれば利益があるが、しかも錢亦廢すべからず、といつてをり、また呂思誠が倣哲篤の錢鈔兼行説を痛罵して、何れか母たる何れか子たる、汝古今に通ぜずして徒らに口舌をもつて媚を大臣に取らんとするか、¹⁸⁾といへるに對しても、鈔をもつて母となし錢をもつて子となし、鈔數多く錢數少ければ、鈔は總統の用に便あり錢は零析の用に便あり、この法未だ嘗て善からずんばあらず、として、契哲篤時務に達せる者に非ずと雖も呂思誠も亦理に中るの論でないといつてゐるによりてもこれを推定することができよう。

かく王鑾は錢鈔兼行を説くものであるが、それでは銀鈔併用については如何といふに、彼がこれを非とするものなることは、彼によれば用鈔の要はほとんど絶對的であるのに、彼は用銀を許せば鈔が行はれざるにいたると見るものであること、すでに述べたところよりして知りうるところのごとくである以上、疑ふ餘地のないところでなければならぬ。

最後に、鈔の數量の問題については、王鑾の考へ方は、すでに大鈔についての彼の考へ方よりしても推測し得るであらうごとく、その大なるを辭せぬもののごとくである。われわれはそれを例へば彼が、宋の孝宗が、會子少ければ則ち重く、多ければ則ち輕し、といへるを、名言である、といひながら、しかれども亦その出づるの多きを患へずしてその入るの少きを患へる、收斂術あらば上下に流轉して窮りなし、いづくんぞ多くして輕きにいたらんや、といつたり、元の耶律楚材が、造鈔當さに萬を過ぐるべからず、¹⁹⁾といへるに對して、それはたゞその

17) 陶宗儀、輟耕錄卷二。

18) 元史、食貨志五。

19) 新元史、食貨志七。

當時の事情であつて、その後天下が大になつたのに、毎歲の造鈔僅に萬に止まらば用を濟すことができぬ、といつたり、また、劉定之が、少くこれを造れば鈔貴く、といつて過少なれば用に足らず、多くこれを造れば鈔賤しく、といつて過多なれば行ふべからず、といへるを、亦至理である、といひながら、しかれども多少の中を得る、要はその時勢を相するにあり、一定あるに非ず、といひ、暗に數量の増大を肯定するの意をほのめかしてをるやうに思はれたりすることなどによりて推斷してよいかと思ふ。

かく王鑒は普通の鈔論と趣きを異にし、むしろ鈔の多いのをいなまぬもののごとくであるが、さればといつていくら多くてもよいといふのではない。それは前述のごとく劉定之が、過多なれば行ふべからず、といへるを、至理であると承認するによつてもうかがふことができよう。それでは多すぎるか否かは何を標準としてこれをきめるかといへば、それは天下の用に足るか否かによるもののごとくである。かくて彼は鈔を造つて天下の用に足れば造鈔を停止し、二三十年の後再び添造を行ふものとする。

以上われわれは行鈔の面における重要な問題に關する王鑒の見解をうかがつたが、なほこの外にもあぐるに足るものがないわけではない。たとへば、鈔法の不變更、昏鈔の收納・焚毀、鈔銀の交換、さては辨鈔の人を立てることや、行鈔の初め内外の官俸は各々一倍を加へ、本俸はしばらく銀を予へ、加俸は悉く鈔を給し、鈔の通するを俟つてその後は官俸各々數倍を加へて悉く鈔を給することなどがそれであるが、ことに注意に値するは外國貿易における場合の鈔の行使の問題で、彼は、商人の外人と交易するには貨易をもつてし、銀をもつてするを許さず、もし外人が銀をもつて來たる場合には、まづ中國の鈔に易へしめ、しかる後に貨を買はしめるものとするのである。

本稿はさらに王鑒の紙幣論の批判を俟つて完結するはずであるが、既に豫定の頁數を超過すること大なので、これを後の機會に譲ることとする。